

第1回 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町 合併協議会

会議録

平成21年9月16日（水）午後2時30分

栃木市保健福祉センター

会 議 録

会議の名称	第1回栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会		
開催日時	平成21年9月16日(水) 14時30分開会・16時25分閉会		
開催場所	栃木市保健福祉センター		
議長氏名	日向野義幸		
出席者及び 欠席者氏名	別紙1のとおり		
事務局氏名	別紙1のとおり		
会議事項	1 議 題 別紙2「会議事項」のとおり	2 会議結果 協議第 1号から協議第56号 原案のとおり確認	
	会議の経過 (議事の要旨)	別紙3のとおり	
会議資料	第1回栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会 会議資料① 第1回栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会 会議資料②-1 第1回栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会 会議資料②-2		
その他の事項			
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		記 名 押 印	
平成21年10月 7日		委員 <u> 吉 田 稔 </u> ㊟ 委員 <u> 金 山 ヒデ子 </u> ㊟	

別紙1 出席者及び事務局

出席者（委員）

会 長 日向野 義幸
副会長 永 島 源 作
委 員 石 橋 勝 夫
委 員 桜 井 均
委 員 吉 田 稔
委 員 大 森 良 春
委 員 大 出 三 夫
委 員 島 田 稔
委 員 安 生 孝 章
委 員 中 島 俊 雄
委 員 臼 井 浪 之 助
委 員 菅 沼 初 代
委 員 大 和 田 英 雄
委 員 松 本 政 則
委 員 田 中 久 巳
委 員 筑 比 地 幸 子
委 員 大 橋 重
委 員 金 山 ヒ デ 子

副会長 鈴 木 俊 美
副会長 青 木 富 士 夫
委 員 堤 正 美
委 員 小 栗 光 男
委 員 須 田 安 ・
委 員 高 岩 義 祐
委 員 柴 田 保 男
委 員 田 中 博
委 員 成 田 二 郎
委 員 岩 下 邦 夫
委 員 鶴 見 昌 展
委 員 大 島 公 一
委 員 佐 山 幸 子
委 員 竹 澤 義 雄
委 員 進 上 芳 雄
委 員 佐 藤 雅 一
委 員 日 向 野 孝 夫
委 員 中 村 祐 司

欠席者（委員）

委 員 瀬 下 一 男

委 員 舩 田 眞 里 子

出席者（幹事）

- 幹事 片柳 実（栃木市企画部長）
- 幹事 尾上 光男（栃木市総務部長）
- 幹事 河田 文男（大平町総務課長）
- 幹事 和久井 弘之（大平町企画財政課長）
- 幹事 川島 正（藤岡町総務企画課長）
- 幹事 田沼 正（藤岡町財政管理課長）
- 幹事 黒川 晃（都賀町会計管理者兼出納室長）
- 幹事 川津 正夫（都賀町政策財務課長）

出席者（事務局）

- 大橋 定男（事務局長）
- 小保方 昭洋（事務局次長）
- 塚原 郁雄（事務局次長）
- 稲葉 隆造（事務局次長）
- 江面 健太郎（総務班長）
- 鈴木 健司（計画班長）
- 田中 典行（調整第1班長）
- 小島 靖夫（調整第2班長）
- 石川 徳和（調整第3班長）
- 下司 克之（総務班）
- 小野 晶久（総務班）
- 小林 康訓（計画班）
- 渡辺 浩昭（調整第1班）
- 須藤 亮介（調整第2班）
- 川嶋 衛（調整第3班）

別紙2 会議事項

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 事

(1) 報告事項

- 報告第 1号 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会設置に関する協議（規約）
について
- 報告第 2号 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会規約に関する協議について
- 報告第 3号 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の諸規程について
- 報告第 4号 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会委員の身分等の取扱いに関する協議について

(2) 審議事項

- 議案第 1号 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会事業計画（案）について
- 議案第 2号 平成21年度栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会歳入歳出予算
（案）について
- 議案第 3号 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会会議運営規程（案）について
- 議案第 4号 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に
関する規程（案）について

(3) 協議事項

- 協議第 1号 合併協定項目等の取扱い基本方針（案）について
- 協議第 2号 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会スケジュール（案）について
- 協議第 3号 合併協定項目 1 合併の方式について
- 協議第 4号 合併協定項目 2 合併の期日について
- 協議第 5号 合併協定項目 3 新市の名称について
- 協議第 6号 合併協定項目 4 新市の事務所の位置について
- 協議第 7号 合併協定項目 5 財産及び債務の取扱いについて
- 協議第 8号 合併協定項目 6 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第 9号 合併協定項目 7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて
- 協議第10号 合併協定項目 8 地方税の取扱いについて
- 協議第11号 合併協定項目 9 地域自治制度の取扱いについて
- 協議第12号 合併協定項目10 一般職の職員の身分の取扱いについて
- 協議第13号 合併協定項目11 特別職の身分の取扱いについて
- 協議第14号 合併協定項目12 条例、規則等の取扱いについて
- 協議第15号 合併協定項目13 事務組織及び機構の取扱いについて
- 協議第16号 合併協定項目14 一部事務組合等の取扱いについて

協議第17号	合併協定項目15	使用料、手数料等の取扱いについて
協議第18号	合併協定項目16	公共的団体等の取扱いについて
協議第19号	合併協定項目17	補助金、交付金等の取扱いについて
協議第20号	合併協定項目18	町名、字名の取扱いについて
協議第21号	合併協定項目19	慣行の取扱いについて
協議第22号	合併協定項目20	国民健康保険事業の取扱いについて
協議第23号	合併協定項目21	介護保険事業の取扱いについて
協議第24号	合併協定項目22	消防団の取扱いについて
協議第25号	合併協定項目23	行政区の取扱いについて
協議第26号	合併協定項目24	諮問機関の取扱いについて
	[合併協定項目25 各種事務事業の取扱い]	
協議第27号	合併協定項目25-1	国内・国際交流事業について
協議第28号	合併協定項目25-2	電算システム事業について
協議第29号	合併協定項目25-3	広報広聴関係事業について
協議第30号	合併協定項目25-4	人権推進事業について
協議第31号	合併協定項目25-5	納税関係事業について
協議第32号	合併協定項目25-6	消防防災関係事業について
協議第33号	合併協定項目25-7	交通関係事業について
協議第34号	合併協定項目25-8	窓口業務について
協議第35号	合併協定項目25-9	保健衛生事業について
協議第36号	合併協定項目25-10	障害者福祉事業について
協議第37号	合併協定項目25-11	高齢者福祉事業について
協議第38号	合併協定項目25-12	児童福祉事業について
協議第39号	合併協定項目25-13	保育事業について
協議第40号	合併協定項目25-14	生活保護事業について
協議第41号	合併協定項目25-15	その他の福祉事業について
協議第42号	合併協定項目25-16	健康づくり事業について
協議第43号	合併協定項目25-17	ごみ収集運搬業務事業について
協議第44号	合併協定項目25-18	環境対策事業について
協議第45号	合併協定項目25-19	農林水産関係事業について
協議第46号	合併協定項目25-20	商工、観光関係事業について
協議第47号	合併協定項目25-21	勤労者、消費者関連事業について
協議第48号	合併協定項目25-22	建設関係事業について
協議第49号	合併協定項目25-23	上・下水道事業について
協議第50号	合併協定項目25-24	市町立学校の通学区域、学校名について
協議第51号	合併協定項目25-25	学校教育事業について
協議第52号	合併協定項目25-26	文化振興事業について
協議第53号	合併協定項目25-28	社会教育事業について
協議第54号	合併協定項目25-29	男女共同参画事業について
協議第55号	合併協定項目25-30	社会福祉協議会について
協議第56号	合併協定項目26	合併市町村基本計画(案)について

5 第2回栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の開催日時について

日 時 平成21年10月7日(水) 午後2時～

場 所 都賀町中央公民館

6 その他

7 閉 会

別紙 3

(会議の経過)

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>◎大橋事務局 長</p>	<p>それでは皆様、恐れ入りますが、会議に先立ちまして、資料のご確認をさせていただきます。</p> <p>第1回栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の資料につきましては、事前に配布させて頂いたものが8点、本日お配りさせて頂いたものが2点でございます。まず、事前に配布させて頂いたものですが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「協議会次第」と「席順」とじたもの ・「第1回会議資料①」 ・「合併協議会諸規程集」 ・「第1回会議資料②-1」 ・「第1回会議資料②-2」 ・「栃木地区合併協議会との調整方針の比較表」 ・「新市まちづくり計画(案)」 ・「栃木地区合併協議会新市まちづくり計画との対照表」 <p>の8点でございます。</p> <p>次に、本日お配りさせて頂きました資料でございますが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回会議資料②-1の27ページから31ページにかけての「議会の議員の定数及び任期の取扱い」及び「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」に関わる差し替え分 ・「15 使用料・手数料等の取扱い 参考資料」 <p>の2点でございます。合わせて10点でございます。</p> <p>また、会議資料①と会議資料②-1について一部訂正がございます。訂正個所につきましては、A5、1枚の正誤表を配らせて頂きましたので、後ほど訂正をお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして委嘱についてでございますが、会長から、委員皆様への委嘱状の交付につきましては、省略をさせて頂き、あらかじめお手元に委嘱状をお配りさせて頂きましたので、ご了承を賜りたいと存じます。</p> <p>また、本合併協議会の進行に当たりましては、栃木地区合併協議会の例にならしまして進めさせて頂きたいと存じますので、併せてご了承を賜りたいと存じます。</p>

	<p>1. 開会</p> <p>ただいまの時間は14時30分でございます。ただいまから第1回栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会を開会いたします</p> <p>2. 会長あいさつ</p> <p>それでは、次第の2、会長あいさつに入らせて頂きます。会長であります、日向野栃木市長からごあいさつを申し上げます。</p> <p>引き続きまして、大変ご苦勞様です。</p> <p>栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会を開催するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>本合併協議会に関しましては、栃木地区合併協議会での予期せぬ事態を受けて発足することとなりました。皆様方には、引続きまして委員の就任を快くお引き受けくださりまして、あらためまして心から感謝と御礼を申し上げます。</p> <p>なお、本合併協議会は新たに設置することになりましたが、基本的には調整方針の内容などは大きく変わることはないものと考えておりますので、会議の進行も効率的に進めさせて頂きたく、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、これまでの調整方針の内容などを再確認する機会として頂きますとともに、変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつといたします。よろしくお願いたします。</p>
<p>◎日向野会長</p>	<p>引き続きまして、大変ご苦勞様です。</p> <p>栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会を開催するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。</p> <p>本合併協議会に関しましては、栃木地区合併協議会での予期せぬ事態を受けて発足することとなりました。皆様方には、引続きまして委員の就任を快くお引き受けくださりまして、あらためまして心から感謝と御礼を申し上げます。</p> <p>なお、本合併協議会は新たに設置することになりましたが、基本的には調整方針の内容などは大きく変わることはないものと考えておりますので、会議の進行も効率的に進めさせて頂きたく、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、これまでの調整方針の内容などを再確認する機会として頂きますとともに、変わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、ごあいさつといたします。よろしくお願いたします。</p>
<p>◎大橋事務局 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>3. 会議録署名委員の指名</p> <p>それでは、会議に入らせて頂きます。</p> <p>会議の議長につきましては、合併協議会規約第10条第2項の規定により、会長が当たることとされておりますので、よろしくお願いたします。</p>
	<p>◎日向野議長</p> <p>それでは、座ったままで失礼をさせて頂きます。まず最初に委員の定足数について、確認をさせて頂きます。ただいまの出席状況を事務局から報告願います。</p>

<p>◎大橋事務局 長</p>	<p>ご報告をさせていただきます。本日の会議につきましては、委員総数38名のうち36名の委員さんにご出席を頂いております。以上でございます。</p>
<p>◎日向野議長</p>	<p>ただいまの報告のとおり、規約に定める定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。</p> <p>次に、次第の3、会議録署名委員の方を指名させていただきます。本日の会議録署名委員は、栃木市の吉田委員さんと都賀町の金山委員さんをお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それではここで、会議次第に沿って議事の確認をさせていただきます。</p> <p>本日の協議会の議事は、お手元の次第のとおりであります。報告事項4件、審議事項が4件、協議事項56件となっておりますので、議事の進行につきましては、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、(1)報告事項に入ります。報告事項の4件に関しましては、第1回の栃木地区合併協議会の中で一度お示ししておりますので、一括して議題とさせていただきますと存じます。これにご異議はございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、一括して議題とさせていただきます。</p> <p>「報告第1号 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会設置に関する協議について」から「報告第4号 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会委員の身分等の取扱いに関する協議について」を一括して議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>◎小保方事務局 次長</p>	<p>それでは、報告事項について一括してご説明いたしますので、第1回会議資料①の2ページをご覧ください。</p> <p>はじめに、報告事項の各案件につきましては、規約や諸規定などがございますが、栃木地区合併協議会との変更点は、合併協議会の名称が変わった点でございます。</p> <p>従いまして、個別の詳細説明は省略をさせていただきます、それぞれの概要の説明をさせていただきます。</p> <p>まず、「報告第1号 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併</p>

協議会設置に関する協議書」でございますが、合併協議会設置の議案が可決されたことに伴いまして、協議会の規約を3ページから6ページに記載しておりますとお定めまして、首長間で取り交わす協議書でございます。

規約の内容といたしましては、合併協議会の名称や行う事務、会議の運営方法、各組織の役割などが記載されております。

次に8ページをご覧ください。「報告第2号 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会規約に関する協議書」でございますが、ただいまご説明いたしました規約の中で、首長の協議によりあらかじめ定めておくべき事項をまとめたものでございます。

主なものといたしましては、合併協議会の事務所の位置、正副会長、経費負担の方法などでございます。

次に12ページをご覧ください。「報告第3号 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の諸規程について」、別冊のとおり報告するというものでございます。あちこちになって申し訳ございませんが、こちらにつきましては、別冊となっております諸規程集をご覧くださいと存じます。

表紙に目次が記載されておりますので、そちらをご覧ください。まず、1の小委員会規程から4の財務規程まででございますが、規約の中で会長が別に定めるとしているものの事務的な手続きの詳細などを定めているものでございます。次に、5の専門部会、6の分科会規程でございますが、1市3町の職員で構成いたしますそれぞれの組織の事務手続きなどを定めているものでございます。それぞれの個別の説明は省略をさせていただきます。

次に、「報告第4号 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会委員の身分等の取り扱いに関する協議について」をご説明いたしますので、会議資料①にお戻り頂きまして、14ページをご覧ください。本協議書に関しましては、公務災害や報酬等の支給に当たりまして、各市町の取扱いが同様のものとなるよう、首長間で協議書を取り交わすものでございます。

以上、報告事項のご説明を終わります。

◎日向野議長

ただいまのご説明に対しまして、何かご意見等がございましたらお願いいたします。

<p>◎小保方事務局次長</p>	<p>ないようでありますので、ご確認させていただきます。</p> <p>報告第1号から報告第4号までをご承認頂ける委員の皆様は、拍手をお願いいたします。</p> <p>————— 拍手 —————</p> <p>ありがとうございます。全員のご賛同が頂けたものと認め、報告第1号から報告第4号までは原案のとおり承認されました。</p> <p>続きまして、(2)審議事項に入ります。「議案第1号 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会事業計画(案)について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>「議案第1号 事業計画(案)」をご説明いたしますので、会議資料①16ページをご覧ください。平成21年度栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会事業計画について、別紙のとおり提案するというものでございます。</p> <p>17ページをご覧ください。合併協議会の行う事業計画を一覧にしたものでございます。</p> <p>事業項目といたしましては、合併協議会の開催、合併協定項目等の協議、合併市町村基本計画の作成となっております。</p> <p>以上でご説明を終わります。よろしくお願いいたします。</p>
<p>◎日向野議長</p>	<p>ただいまの説明について、何かご意見等がございましたら、ご発言願います。同様の関確認事項でありますからよろしいですか。</p> <p>ないようでありますので、ご確認させていただきます。</p> <p>議案第1号をご承認頂ける委員の皆様は、拍手をお願いいたします。</p> <p>————— 拍手 —————</p> <p>ありがとうございます。全員のご賛同が頂けたものと認め、議案第1号は原案のとおり承認されました。</p> <p>続きまして、「議案第2号 歳入歳出予算(案)について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたし</p>

◎小保方事務局次長

ます。

「議案第2号 歳入歳出予算(案)」をご説明いたしますので、18ページをご覧ください。平成21年度栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会歳入歳出予算案について別紙のとおり提案するというものでございます。

19ページをご覧ください。まず歳出でございますが、本予算に関しましては、当面の会議運営費及び合併市町村基本計画を作成するための委託料を中心に計上しております。会議費に関しましては、委員報酬が主となりまして2回分の報酬額を計上しております。事務費に関しましては、会議録作成や各種事務作業の補助をお願いしております臨時職員の賃金等でございます。事業推進費に関しましては、合併市町村基本計画の策定に当たりましての業務支援を委託しているものでございます。合計で1,100,000円を計上しております。

次に歳入でございますが、ただいまご説明いたしました事業費を賄うために、各市町から負担金を集めるものでございます。各市町からの負担金につきましては、栃木地区合併協議会の際と同様の方法により1市3町で算出したものとなっております。預金利子を加えまして、総額で1,100,000円を計上しております。

以上でご説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎日向野議長

ただいまのご説明に対しまして、何かご意見等がございましたら、ご発言願います。

本会計につきましては、必要最小限の経費を計上させて頂いておりますので、ご理解を頂きますようお願いいたします。

それではご確認させて頂きます。

議案第2号をご承認頂ける委員の皆様は、拍手をお願いいたします。

————— 拍手 —————

ありがとうございます。全員のご賛同が頂けたものと認め、議案第2号は原案のとおり承認されました。

続いて、「議案第3号 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町

◎小保方事務局次長

合併協議会会議運営規程（案）」及び「議案第4号 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（案）」につきましては、栃木地区合併協議会と同様のものとありますので、一括して議題とさせて頂きたいと存じます。これにご異議はございませんか。

（異議なし）

それでは一括して議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

議案第3号、議案第4号を一括してご説明させていただきます。資料の20ページをご覧ください。

恐れ入りますが正誤表のとおり、表題および本文中の平成21年度という部分は削除をお願いいたします。

「栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会会議運営規程案について」、別紙のとおり提案するというものでございます。

21ページをご覧ください。会議を運営していく際の約束事などを記載しております。議事の進行に当たりましては全会一致を原則とすること、会議録を作成し委員の皆様へ署名を頂くこと、会議を公開とすること、傍聴する際には傍聴届に氏名などの記載を頂くことなどが決められております。

次に30ページをご覧ください。議案第4号でございますが、先ほどと同様、表題及び本文中の平成21年度は削除をお願いいたします。

「栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程案について」、別紙のとおり提案するというものでございます。

31、32ページをご覧ください。各委員さんの報酬額や費用弁償の扱いを決めております。

なお、先ほどの栃木地区合併協議会でご説明したとおり、本日のように2つの合併協議会を続けて行う場合には、それぞれの合併協議会が半分ずつ負担するという内容となっております。

以上でご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎日向野議長

ただいまの説明に対しまして、何かご意見等がございましたら、ご発言願います。

ないようでありますので、確認をさせていただきます。

議案第3号、議案第4号ご承認頂ける委員の皆様は拍手をお願いいたします。

————— 拍手 —————

ありがとうございます。全員のご賛同が頂けたものと認め、議案第3号、議案第4号は原案のとおり承認されました。

続きまして、(3)協議事項に入ります。

はじめに、「協議第1号 合併協定項目等の取扱い基本方針(案)について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

◎稲葉事務局
次長

第1回会議資料②-1をお願いいたします。1ページをご覧ください。「協議第1号 合併協定項目等の取扱い基本方針(案)について」、合併協定項目等の取扱い基本方針を別紙のとおり定めることについて、承認を求めるものでございます。1市4町の栃木地区合併協議会と並行して、1市3町による栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会が新設されたわけでございますので、合併協定項目等の取扱いにつきましては、基本的には1市4町をベースに基本方針(案)のもと、協議をいたしたくご提案いたします。

2ページをお願いいたします。「合併協定項目等の取扱い基本方針(案)」についてご説明させていただきます。

まず、1. 合併協定項目及び合併協定項目の調整方針でございますが、栃木地区合併協議会は昨年12月に1市3町でスタートし、その後3月に西方町が合流し、1市4町になりましたが、合併協定項目等の変更はありませんでしたので、1市3町の協議会における合併協定項目等の調整方針は栃木地区合併協議会、1市4町の内容を準用するものとさせていただきます。

次に、2. 合併協定項目(54項目)の調整の方針でございますが、合併申請のタイムリミットは10月中旬という限られた時間の中で、新たに1市3町の調整方針を作成することは極めて困難な状況でございますので、栃木地区

<p>◎日向野議長</p>	<p>合併協議会において確認された調整内容をそのまま引き継ぎ、「栃木市・西方町・大平町・藤岡町及び都賀町」を「栃木市・大平町・藤岡町及び都賀町」、あるいは「5市町」を「4市町」に、また「1市4町」を「1市3町」等に読み替え、西方町を除いたものとして取り扱う方法により対応するものとさせて頂きました。</p> <p>3. 読み替えでは対応できない合併協定項目でございますが、事務局で全項目にわたり精査しましたところ、読み替えでは対応できず、調整内容の再協議が必要なものが一部ございます。これにつきましては、これまでの経過を尊重しながら担当分科会、専門部会及び正副会長、幹事会合同会議で審議をし、合併協議会でご確認を頂きます。</p> <p>4. 合併市町村基本計画の策定方針でございますが、この方針は1市3町でスタートした時点の栃木地区合併協議会におきまして、既にご確認を頂いたものでありますので、栃木地区合併協議会で合意された策定方針を準用するものとさせて頂きました。</p> <p>5. 合併市町村基本計画の内容につきましては、住民説明会や県協議の手続きを経ていることを尊重するとともに、構成する市や町が変更されたことで、計画の根幹的な部分の内容を変更しなければならない特段の理由は見受けられないことから、西方町に関する記述のみを削除しまして、これに伴う所要の修正を加えた上で、計画を策定することといたしました。</p> <p>なお、3ページから7ページに、栃木地区合併協議会の合併協定項目等の写しを掲載させて頂きました。</p> <p>以上でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>本件につきましては、合併協定項目の調整方針に関しまして、構成市町の枠組みが変わりましても、基本的な考え方は変わることがございませんので、栃木地区合併協議会で皆様方にご協議頂きました内容を、原則踏襲していきたいという考え方をお示しさせて頂いたものでございます。</p> <p>なお、個別の調整方針の概要につきましては、この後あらためてご説明をさせて頂く予定でございます。</p> <p>基本的な考え方について、何かご意見等がございましたらご発言を願います。</p> <p>ないようでありますので、ご確認させて頂きます。</p>
---------------	---

議会スケジュール（案）について」をご承認頂ける委員の皆様は拍手をお願いいたします。

————— 拍手 —————

ありがとうございます。全員のご賛同が頂けたものと認め、協議第2号は原案のとおり確認されました。

次に、「協議第3号 合併協定項目1 合併の方式」から「協議第56号 合併協定項目26 合併市町村基本計画」に関しましては、先ほどの協議第1号の基本方針で、栃木地区合併協議会の内容を準用することなどが確認されております。

つきましては、事務事業の調整方針となります「協議第3号 合併協定項目1 合併の方式」から「協議第55号 合併協定項目25-30 社会福祉協議会」までを一括して議題とさせて頂きたいと存じます。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

それでは、「協議第3号」から「協議第55号」までを一括して議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

◎ 稲葉事務局
次長

第1回会議資料②-1により、協議第3号から協議第26号までのご説明をさせて頂きます。恐れ入りますが、その前に、第1回会議資料②-1のほかに、A4横書きの参考資料1 栃木地区合併協議会との調整方針比較表、本日お配りしました協議第8号 合併協定項目6 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、というホチキス留めの3枚の資料、A5判の正誤表をご用意して頂きたいと思っております。

また、これから順次説明をさせて頂きますが、議事録に確認掲載する必要があることから、調整方針の変更点以外についても、ひととおりの説明させて頂き、お時間を頂きたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

まず、参考資料1 栃木地区合併協議会との調整方針比較表をご覧ください。栃木地区合併協議会（1市4町）と

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の調整方針の比較でございます。

1 ページから 7 ページまでになっておりますが、そのうち 1 ページの左から 3 列目、変更の有無の欄が「無」となっているのが、1 市 3 町になりましても調整方針が変わらない項目、言い替えますと栃木地区合併協議会（1 市 4 町）の調整の方針と全く同じ内容のものは 4 0 項目でございます。

次に、西方町を除くものと読み替えることで対応できる項目、「読替対応」と記入されておりますものですが、例えば 1 合併の方式、4 新市の事務所の位置、5 財産及び債務の取り扱いなど、7 項目でございます。

このように、5 4 項目中 4 7 項目が栃木地区合併協議会の調整の方針とほとんど同じ内容となっておりますが、変更の有無の欄が、「有」と記入された 7 項目につきましては、読み替えでは対応できないため、分科会等で再協議し、調整の方針を一部変更させて頂きました。

また、A 4 横書きの上程様式の現況欄は、1 市 4 町の時の内容をそのまま掲載させて頂きましたため、平成 1 9 年度あるいは 2 0 年度の数値等が記載されておりますので、ご了承頂きたいと存じます。

それでは、第 1 回会議資料②－1 にお戻り頂きまして、表紙をご覧ください。協議第 3 号から協議第 2 6 号まで順次、各項目の調整方針を朗読させて頂きます。なお、現況についてのご説明は省略いたしますが、読み替え以外に変更のありました部分につきましては詳しくご説明をさせて頂きますので、よろしくお願いいたします。

それでは 1 0 ページをお開きください。「協議第 3 号 合併協定項目 1 合併の方式について」、協議を求めるものでございます。調整方針を朗読いたします。

『栃木市、大平町、藤岡町、都賀町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。』

続きまして 1 2 ページです。「協議第 4 号 合併協定項目 2 合併の期日について」、協議を求めるものでございます。調整方針は、

『合併の期日は、平成 2 2 年（西暦 2 0 1 0 年）3 月 2 9 日とする。』

次に 1 4 ページをお願いいたします。「協議第 5 号 合

併協定項目3 新市の名称について」、協議を求めるものでございます。調整方針でございますが、

『新市の名称は、「栃木市」とする。』

16ページをお願いします。「協議第6号 合併協定項目4 新市の事務所の位置について」、協議を求めるものでございます。調整方針は、

『1 新市の事務所の位置は、栃木市入舟町7番26号（現在の栃木市役所）とする。

2 大平町、藤岡町及び都賀町の現庁舎については、市民の利便性を考慮した総合支所とする。

3 将来の新庁舎については、住民の利便性や財政状況などを総合的に勘案して、新市において検討する。』

続きまして19ページ、「協議第7号 合併協定項目5 財産及び債務の取扱いについて」、協議を求めるものでございます。調整方針は、

『1 4市町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐこととする。

2 財産区有財産は、財産区有財産として新市に引き継ぐこととする。』

次に27ページ、「協議第8号 合併協定項目6 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」、協議を求めるものでございます。

こちらにつきましては、各市町の議員の皆様による再協議が必要なため当初、調整方針を空欄のまま上程し継続協議とし、第2回合併協議会でご確認を頂こうと考えておりましたが、再協議の結果がまとまりましたので急ぎよ上程をさせていただきます。本日お配りさせていただきましたホチキス留めの資料でページが27-1となっております「協議第8号 合併協定項目6 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて」をお願いいたします。

調整方針でございます。

『1 地方自治法第91条第1項の規定に基づく新市の議会の議員の定数は、31人とする。

2 新市の設置後最初に行われる一般選挙（その再選挙及び補欠選挙を含む。）につき、公職選挙法第15条第6項の規定に基づき栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町の区域ごとに選挙区を設けるもの

	<p>とする。</p> <p>各選挙区の定数は、公職選挙法施行令第9条の規定を適用し、栃木市15人、大平町7人、藤岡町5人、都賀町4人とする。</p> <p>3 次回の一般選挙から選挙区を廃止し、新市を1つの区域として選挙を行うものとする。</p> <p>4 新市の議会の議員の報酬については、現行の報酬額及び同規模自治体の例を参考に調整する。』</p> <p>とさせていただきます。</p> <p>先ほどの第1回会議資料②-1にお戻り頂きまして、29ページになります。「協議第9号 合併協定項目7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」、協議を求めるものでございます。</p> <p>こちらにつきましても、各市町の農業委員さんによる再協議が必要なため、議会議員関係と同様に継続協議と考えておりましたが再協議の結果がまとまりましたので、上程をさせていただきます。</p> <p>先ほどの資料の29ページをお開きください。「合併協定項目7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて」の調整方針でございますが、</p> <p>『1 新市に1つの農業委員会を置く。</p> <p>2 1市3町の選挙による委員は、市町村の合併の特例等に関する法律（以下「合併新法」という。）第11条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成22年7月19日まで引き続き新市の選挙による委員として在任する。</p> <p>3 合併新法第11条第1項第1号の規定適用後の選挙による委員の定数は、23人とする。</p> <p>4 合併新法第11条第1項第1号の規定適用後の選挙による委員の選挙区は、4選挙区とし、新市の農業委員会の区域を、現在の栃木市1選挙区（定数8人）、大平町1選挙区（定数5人）、藤岡町1選挙区（定数6人）及び都賀町1選挙区（定数4人）とする。</p> <p>5 新市の農業委員会の委員の報酬の額については、現行の報酬額及び同規模自治体を参考に合併時まで調整する。』</p> <p>とさせていただきます。</p>
--	--

再度、第1回会議資料②-1にお戻り頂きまして、27ページから31ページにつきましては、お手数でも後ほど差し替えて頂ければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、第1回会議資料②-1の32ページをお願いいたします。「協議第10号合併協定項目8 地方税の取扱いについて」、協議を求めるものでございます。調整方針は、

- 『1 個人市町民税については、現行のとおりとする。
ただし、納期及び減免については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 2 法人市町民税については、現行のとおりとする。
- 3 固定資産税については、現行のとおりとする。ただし、納期及び減免については合併時に再編する。
- 4 軽自動車税については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 5 市町たばこ税については、現行のとおりとする。
- 6 鉱産税については、栃木市・藤岡町の例により合併時に統合する。
- 7 特別土地保有税については、現行のとおりとする。
- 8 都市計画税については、合併時は現行のとおりとし、合併後5年以内に再編する。ただし、納期については、都賀町の固定資産税の納期の例により合併時に統合する。
- 9 入湯税については、栃木市の例により合併時に統合する。』

45ページをお願いします。「協議第11号 合併協定項目9 地域自治制度（地域審議会・地域自治区・合併特例区）の取扱いについて」、協議を求めるものでございます。調整方針は、

- 『地域自治制度（地域審議会・地域自治区・合併特例区）の取扱いについては、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第23条の規定に基づき、合併前の大平町、藤岡町及び都賀町の区域ごとに「地域自治区」を置くものとする。
- なお、同法第23条及び第24条の規定による合併関係市町村の協議により定める事項その他必要な事項については、別紙の各条文によるものとする。』

恐れ入りますが、ここで資料の訂正がございます。50ページをお願いいたします。第16条でございます。「第16条 この協議書に」とありますが、「協議書」を「協議」に訂正をお願いいたします。「協議書」の「書」をとって「協議」でございます。大変失礼をいたしました。

続きまして52ページ、「協議第12号 合併協定項目10 一般職の職員の身分の取扱いについて」、協議を求めるものでございます。調整方針は、

- 『1 1市3町一般職の職員は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条の規定により、全て新市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- 3 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統一を図る。
- 4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。』

続きまして61ページです。「協議第13号 合併協定項目11 特別職の身分の取扱いについて」、協議を求めるものでございます。調整方針は、

- 『1 特別職の職員の設置・人数・任用については、法令等の定めるところに従い調整する。法令等の定めがない場合は、必要に応じて、新市において新たに設置する。
- 2 特別職の報酬等については、現行の報酬額及び同規模自治体の例を参考に調整する。
- 3 新市の市長職務執行者については、1市3町の長が別に協議して定めるものとする。』

調整方針は全く変わりませんが、65ページをお願いいたします。現況欄の附属機関等の内容に、一部変更がございます。

参考資料1 栃木地区合併協議会との調整方針比較表をお願いします。8ページになります。西方町欄の〔西方町消防委員会〕から〔西方町史編さん委員会〕までの4件は、西方町独自の特別職でございますので、現況欄から削除いたしました。

恐れ入りますが、ここで資料の訂正がございます。先ほどの第1回会議資料②-1にお戻り頂きまして、93ページの下から3段目、「栃木市生活保護生活支援相談員」を「栃木市生活保護面接相談員」に訂正をお願いいたします。「生活支援」の部分を「面接」に訂正して頂き、正しくは「栃木市生活保護面接相談員」となります。大変失礼いたしました。

続きまして103ページをお願いいたします。「協議第14号 合併協定項目12 条例、規則等の取扱いについて」、協議を求めるものでございます。調整方針は、

『条例・規則等の制定に当たっては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により調整・整備するものとする。

- 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの
- 2 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
- 3 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの。』

続きまして106ページです。「協議第15号 合併協定項目13 事務組織及び機構の取扱いについて」、協議を求めるものでございます。調整方針は、

- 『1 新市の行政組織・機構は、既存の庁舎の活用を図ることを前提に、総合支所方式を採用するものとし、総合支所の組織については、現地解決型の地域振興を図ることができる体制を確保するとともに、市民サービスに急激な変化をきたすことのないように配慮するものとする。
- 2 合併時における組織については、栃木市を参考に部制を執るものとする。
 - 3 合併の前日において存する支所、出張所等については、新市に引継ぐものとする。』

次に110ページです。「協議第16号 合併協定項目14 一部事務組合等の取扱いについて」、協議を求めるものでございます。調整方針でございますが、まず、1の栃木地区広域行政事務組合につきましても、1市4町では消防及びし尿処理関係事務を共同処理する市町が新市のみとなり、今後の運営について岩舟町や組合と協議をする必要があるため合併時まで調整するようになっておりました

	<p>が、1市3町の場合、共同処理する市町が新市と西方町の1市1町となり、現行どおり事務を処理することとなりますので、調整方針は、</p> <p>『1 栃木地区広域行政事務組合については、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。』</p> <p>に変更をさせて頂きました。</p> <p>また、2の佐野地区衛生施設組合につきましては、藤岡町のし尿処理の取扱いが、栃木地区広域行政事務組合の運営とも関連することから合併時までに調整するとなっておりますが、1市3町では、栃木地区広域行政事務組合の運営を現行どおり行うこととなりますので、</p> <p>『2 佐野地区衛生施設組合については、藤岡町は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。』</p> <p>とさせて頂きました。</p> <p>『3 栃木県市町村総合事務組合については、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。</p> <p>4 栃木県後期高齢者医療広域連合については、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。</p> <p>5 栃木広域中小企業勤労者福祉サービスセンターについては、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。</p> <p>6 栃木県南公設地方卸売市場事務組合については、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。</p> <p>7 下都賀地区視聴覚ライブラリー協議会については、栃木市、大平町、藤岡町及び都賀町は、合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日に新たに加入する。』</p> <p>なお、「関係項目8. 宇都宮西中核工業団地事務組合」</p>
--	---

が1市4町の時にはございましたが、こちらは削除いたしました。

次に119ページ、「協議第17号 合併協定項目15 使用料、手数料等の取扱いについて」、協議を求めるものでございます。調整方針は、

『使用料、手数料等については、負担公平の原則及び受益者負担の原則に基づき次により調整する。

- 1 施設使用料等は、原則として現行のとおりとする。ただし、目的が同一又は類似する施設の使用料等については、合併後に再編又は調整する。その他の使用料については、合併時に統合又は再編する。ただし、占用許可期間等については、合併時は現行のとおりとし、合併後に統合又は再編する。

- 2 手数料は、原則として合併時に統一する。』

なお、次のページ、120ページをお願いいたします。

(1) 使用料等の総括表、施設使用料等で、1市4町ではNo. 2 [集会施設]の次にNo. 3 [公営駐車場]という項目がございますが、該当するのは西方町の金崎有料駐車場の使用料のみですので、No. 3 [公営駐車場]の項目を削除し、以降番号を繰り上げました。

なお、120ページから122ページまでの施設使用料等についての金額等の詳細につきましては、本日配布させて頂きました「15 使用料、手数料等の取扱い 参考資料」がございますので、後ほどご覧頂きたいと思っております。

また、129ページの見出し(2)手数料①現行のとおりとするもののうち、次のページ130ページの上から6行目、[認可地縁団体印鑑登録証明手数料]から次の131ページ[都市計画に関する証明手数料]までの15件につきましては、1市4町の調整内容では、③いずれかの市町の例により合併時に統合するものに分類しておりましたが、今回すべて、こちらの①現行のとおりとするものに移行いたしました。

続きまして140ページ、「協議第18号 合併協定項目16 公共的団体等の取扱いについて」、協議を求めるものでございます。調整方針は、

『公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備

	<p>するよう働きかける。』</p> <p>恐れ入りますが、ここで資料の訂正がございます。</p> <p>次のページの141ページ、No. 3の栃木市の欄、「婦人防火クラブ（13団体）」とありますのを「（9団体）」に訂正をお願いいたします。</p> <p>次に143ページです。No. 36のオピニオンリーダーの会の都賀町の欄が空欄になっておりますが、こちらに「都賀町家庭教育オピニオンリーダーの会（らっこっこくらぶ）」が漏れておりましたので、追加をお願いいたします。正誤表をご覧頂いたほうが早いかと思います。正誤表の一番下の「都賀町家庭教育オピニオンリーダーの会（らっこっこくらぶ）」を追加願います。大変失礼をいたしました。</p> <p>次に144ページです。「協議第19号 合併協定項目17 補助金、交付金等の取扱いについて」、協議を求めるものでございます。調整方針は、</p> <p>『補助金、交付金等については、その事業目的、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、新市全体の均衡を保つように調整する。』</p> <p>調整方針に変更はございませんが一部、現況欄から削除いたしましたものがございます。</p> <p>恐れ入りますが、ここでまた、参考資料1 栃木地区合併協議会との調整方針比較表をお願いいたします。11ページになります。西方町の現況欄にございます、No. 34 [臨海自然教室推進事業補助金] からNo. 253 [西方町ごみ収集ステーション整備助成金] までの15件につきましては、西方町のみ存在する補助金ですので、今回の1市3町の現況から削除いたしました。</p> <p>再度、先ほどの第1回会議資料②-1にお戻りください。167ページです。「協議第20号 合併協定項目18 町名、字名の取扱いについて」、協議を求めるものでございます。調整方針は、</p> <p>『町名、字名については、原則として従前のおりとし、大字を冠する字名は大字を削るものとする。』</p> <p>続きまして171ページ、「協議第21号 合併協定項目19 慣行の取扱いについて」、協議を求めるものでございます。調整方針は、</p> <p>『1 市章、市旗、市の歌、市の木、市の花、市の鳥に</p>
--	---

	<p>については、合併後、新市において定める。</p> <p>2 各種宣言については、従来の宣言を踏まえ、必要なものを合併後、新市において定める。</p> <p>3 市民憲章については、合併後、新市において調整する。</p> <p>4 表彰制度については、合併後に再編する。 名誉市町民に関することについては、合併後に再編する。なお、これまでの名誉市町民は、継続して新市の名誉市民とする。』</p> <p>次に176ページでございます。「協議第22号 合併協定項目20 国民健康保険事業の取扱いについて」、協議を求めるものでございます。調整方針は、</p> <p>『1 国民健康保険税の税率及び軽減措置については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年以内に再編する。 減免措置については、栃木市の例により合併時に統合する。 納期については、栃木市の例により合併時に統合する。</p> <p>2 特定健康診査・特定保健指導については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。』</p> <p>次に183ページ、「協議第23号 合併協定項目21 介護保険事業の取扱いについて」、協議を求めるものでございます。調整方針は、</p> <p>『1 介護保険事業計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>2 介護保険料については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>3 地域包括支援センターについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。』</p> <p>続きまして189ページ、「協議第24号 合併協定項目22 消防団の取扱いについて」、協議を求めるものでございます。調整方針は、</p> <p>『1 消防団については、合併時に再編する。</p> <p>2 団員の定数については、現行のとおりとする。</p> <p>3 報酬、費用弁償、行事等については、合併時に再編する。』</p> <p>次に194ページ、「協議第25号 合併協定項目23</p>
--	--

行政区の取扱いについて」、協議を求めるものでございます。調整方針は、

- 『1 自治会については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 自治会の連合組織等については、全市的な組織化を目指し、合併後に再編を促進する。
- 3 自治会長等への委嘱、身分の取扱いについては、自治会の意向を尊重しながら合併後に調整する。
- 4 自治会長等及び自治会への報償等については、自治会及び自治会連合組織との協議が必要になることから合併後に再編する。』

続きまして198ページでございます。「協議第26号合併協定項目24 諮問機関の取扱いについて」、協議を求めるものでございます。調整方針は、

- 『1 新市において引き続き設置の必要がある諮問機関については、合併時に再編又は統合する。
- 2 新市において引き続き設置の必要がある諮問機関で、委員構成、所掌事項等の調整に時間を要する諮問機関については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編又は統合する。
- 3 新市の一部地域等に機能する諮問機関については、現行のとおり存続する。
- 4 新市においてあらためて設置を検討する諮問機関については、合併後に必要に応じて再編する。
- 5 所期の目的を達成したもの、機能を他の諮問機関に統合する諮問機関については、合併時に廃止する。』

調整方針には全く変更がございませんが、一部現況から削除いたしましたものがございます。

再度、参考資料1 栃木地区合併協議会との調整方針比較表をお願いします。最後の12ページです。1市4町の現況にございます、No. 38 [西方町農業集落排水使用料等審議会] からNo. 99 [西方町消防委員会] までの4件は、西方町のみにあります諮問機関でございますので、削除させて頂きました。

以上、協議第3号から第26号について、ご説明をさせて頂きました。

引き続き、小島調整班長から、資料②-2により協議第27号から協議第55号までご説明をさせていただきますの

<p>◎小島調整第 2 班長</p>	<p>で、よろしくお願いいたします。</p> <p>恐れ入りますがここからは、第1回会議資料②-2と参考資料1 栃木地区合併協議会との調整方針比較表をご用意ください。</p> <p>「協議第27号 合併協定項目25-1 国内・国際交流事業について」から「協議第55号 合併協定項目25-30 社会福祉協議会について」までをご説明申し上げます。</p> <p>第1回会議資料②-2の1ページをお開きください。「協議第27号 合併協定項目25-1 国内・国際交流事業について」、協議を求めるものでございます。調整方針は、 『国内・国際交流事業については、従来の実績を尊重しつつ、合併後に調整を図る。』</p> <p>続きまして8ページ、「協議第28号 合併協定項目25-2 電算システム事業について」、協議を求めるものでございます。調整方針は、 『1 情報化計画については、新市において新たに策定する。 2 情報セキュリティポリシーについては、合併時に再編する。 3 電算システムについては、合併時まで統合する。ただし、合併時に必ずしも統合を要しない単独処理業務システムは、新市において調整する。』</p> <p>続きまして14ページ、「協議第29号 合併協定項目25-3 広報広聴関係事業について」、協議を求めるものでございます。調整方針は、 『1 広報紙に関することについては、合併時に再編する。 ホームページは、合併時に再編する。 2 各種広聴制度については、合併後速やかに再編する。』</p> <p>続きまして19ページ、「協議第30号 合併協定項目25-4 人権推進事業について」、協議を求めるものでございます。調整方針は、 『人権教育・啓発推進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。』</p> <p>次に21ページ、「協議第31号 合併協定項目25-</p>
------------------------	--

5 納税関係事業について」、協議を求めるものでございます。調整方針は、

- 『1 原動機付自転車等に係る標識弁償金については、現行のとおりとする。
- 2 督促手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。
- 3 市町税の滞納に対する特別措置については、合併後に調整する。
- 4 軽自動車税のコンビニ収納については、大平町の例により合併時に統合する。
- 5 前納報奨金については、合併時に廃止する。』

続きまして28ページをお願いします。「協議第32号 合併協定項目25-6 消防防災関係事業について」、協議を求めるものでございます。調整方針は、

- 『1 地域防災計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後2年を目途に再編する。
- 2 防災行政無線については、合併時は現行のとおりとし、合併後、平成23年度までに再編する。
- 3 災害応援協定等については、合併後、新市において速やかに関係機関等と協議のうえ締結する。』

続きまして32ページ、「協議第33号 合併協定項目25-7 交通関係事業について」、協議を求めるものでございます。調整方針は、

- 『1 交通安全計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後概ね1年以内に再編する。
- 2 交通教育指導員については、栃木市の例により合併時に統合する。
交通指導員については、合併時に再編する。
- 3 バス運行事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。』

続きまして37ページ、「協議第34号 合併協定項目25-8 窓口業務について」、協議を求めるものでございます。調整方針は、

- 『1 窓口業務については、住民サービスの低下にならないよう、合併時に再編する。
- 2 延長窓口については、合併時は現行のとおりとし、合併後概ね2年以内に再編する。
- 3 支所・出張所等の窓口業務については、住民サー

	<p>ビスの低下にならないよう、現行のとおりとする。』</p> <p>続きまして40ページ、「協議第35号 合併協定項目25-9 保健衛生事業について」、協議を求めるものでございます。調整方針は、</p> <p>『1 予防接種については、合併時に再編する。 2 各種健(検)診については、合併時に再編する。』</p> <p>続きまして52ページ、「協議第36号 合併協定項目25-10 障害者福祉事業について」、協議を求めるものでございます。調整方針は、</p> <p>『1 障害者自立支援法に係る事業については、合併時に再編する。ただし、障害者相談支援に関すること及び地域活動支援センターに関することについては、合併後速やかに再編する。 2 市町が独自に行う障害者福祉事業については、合併時に再編する。』</p> <p>続きまして58ページになります。「協議第37号 合併協定項目25-11 高齢者福祉事業について」、協議を求めるものでございます。調整方針は、</p> <p>『1 敬老祝金については、合併時に再編する。 その他の敬老事業(祝詞、記念品の配布等)については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 2 高齢者保健福祉計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 3 はつらつセンターについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。』</p> <p>続きまして63ページをお願いいたします。「協議第38号 合併協定項目25-12 児童福祉事業について」、協議を求めるものでございます。調整方針は、</p> <p>『1 児童手当等については、現行のとおりとする。 2 ファミリー・サポートセンター事業については、合併時に再編する。 3 放課後児童健全育成事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 4 赤ちゃん誕生祝金等については、合併時は現行のとおりとし、合併後に調整する。』</p> <p>続きまして71ページ、「協議第39号 合併協定項目</p>
--	---

	<p>25-13 保育事業について」、協議を求めるものでございます。調整方針は、</p> <p>『保育料に関することについては、合併時は現行のとおりとし、平成22年度から国の基準を基に再編する。』</p> <p>続きまして77ページでございます。「協議第40号 合併協定項目25-14 生活保護事業について」、協議を求めるものでございます。調整方針は、</p> <p>『生活保護事業については、合併時に栃木市の例により統合する。』</p> <p>続いて79ページ、「協議第41号 合併協定項目25-15 その他の福祉事業について」、協議を求めるものでございます。調整方針は、</p> <p>『1 児童医療費助成については、大平町・都賀町の例により合併時に統合する。</p> <p>2 重度心身障がい者医療費助成については、藤岡町の例により合併時に統合する。</p> <p>3 妊産婦医療費助成については、藤岡町の例により合併時に統合する。</p> <p>4 ひとり親家庭医療費助成については、藤岡町の例により合併時に統合する。』</p> <p>続きまして87ページ、「協議第42号 合併協定項目25-16 健康づくり事業について」、協議を求めるものでございます。調整方針は、</p> <p>『健康21計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後速やかに再編する。』</p> <p>続きまして89ページでございます。「協議第43号 合併協定項目25-17 ごみ収集運搬業務事業について」、協議を求めるものでございます。調整方針は、</p> <p>『ごみ収集については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。』</p> <p>続きまして94ページになります。「協議第44号 合併協定項目25-18 環境対策事業について」、協議を求めるものでございます。調整方針は、</p> <p>『1 環境基本計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後概ね2年以内に再編する。</p> <p>2 公営墓地については、新市に引き継ぐ。</p> <p>3 斎場については、新市に引き継ぐ。</p> <p>4 環境美化対策については、合併時は現行のとおり</p>
--	--

	<p>とし、合併後概ね2年以内に再編する。』</p> <p>続きまして104ページ、「協議第45号 合併協定項目25-19 農林水産関係事業について」、協議を求めます。調整方針は、</p> <p>『1 農業振興地域整備計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>2 農業基本構想については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>3 米生産調整対策事業については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>4 農政協力員については、合併時に再編する。</p> <p>5 農地転用許可事務については、栃木市の例により合併時に統合する。』</p> <p>続きまして110ページでございます。「協議第46号 合併協定項目25-20 商工、観光関係事業について」、協議を求めます。調整方針は、</p> <p>『1 中小企業金融制度については、合併時に再編する。</p> <p>2 観光行事については、地域性のある独自の行事であるため、合併時は現行のとおりとし、合併後、必要に応じて調整する。』</p> <p>続きまして115ページ、『協議第47号 合併協定項目25-21 勤労者、消費者関連事業について』、協議を求めます。調整方針は、</p> <p>『1 勤労者融資制度については、合併時に再編する。</p> <p>2 消費生活相談については、合併時に栃木市の例により統合する。』</p> <p>続きまして118ページ、「協議第48号 合併協定項目25-22 建設関係事業について」、協議を求めます。調整方針は、</p> <p>『1 開発許可制度については、栃木市の例により合併時に統合する。</p> <p>租税特別措置法に基づく優良宅地造成の認定については、栃木市の例により合併時に統合する。</p> <p>都市計画マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>2 住宅マスタープランについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</p> <p>3 建築物耐震改修促進計画については、合併時は現</p>
--	--

	<p>行のとおりとし、合併後に再編する。』</p> <p>ここで恐れ入りますが、参考資料 1 の 6 ページをご覧ください。25-22 建設関係事業の欄で網掛けになっている 6 行が栃木地区合併協議会の調整方針となっている部分ですが、非線引き区域である西方町が合併構成市町でなくなることからこの部分を削除するものでございます。</p> <p>それでは会議資料②-2 にお戻り頂きまして、123 ページをご覧ください。「協議第 49 号 合併協定項目 25-23 上・下水道事業について」、協議を求めるものでございます。調整方針は、</p> <p>『1 水道事業に係る手数料については、合併時に再編する。</p> <p>2 水道料金及びメーター使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後 5 年を目途に再編する。</p> <p>3 工事負担金及び加入金については、合併時は現行のとおりとし、合併後 5 年を目途に再編する。</p> <p>4 排水設備工事等手数料については、栃木市の例により合併時に統合する。</p> <p>5 下水道使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後 5 年を目途に再編する。</p> <p>6 下水道受益者負担金等については、合併時は現行のとおりとし、合併後 5 年を目途に再編する。</p> <p>賦課対象区域の決定、徴収猶予及び減免基準については、現行のとおりとする。</p> <p>納期については、合併時は現行のとおりとし、平成 23 年度から統合する。併せて口座振替を実施する。</p> <p>排水区域外接続の負担の額については、合併時は現行のとおりとし、合併後 5 年を目途に再編する。</p> <p>督促手数料については、合併時に納税関係事業の督促手数料の例により統合する。</p> <p>7 農業集落排水事業の排水設備工事等手数料については、合併時に再編する。</p> <p>8 農業集落排水施設使用料については、合併時は現行のとおりとし、合併後 5 年を目途に再編する。</p> <p>9 農業集落排水事業受益者分担金については、合併時は現行のとおりとし、合併後 5 年を目途に再編</p>
--	--

する。』

ここでまた、参考資料 1 の 6 ページをご覧ください。25-23 上・下水道事業の欄で網掛けの部分ですが、西方町が合併構成市町でなくなることから、4 の「栃木市・西方町の例により」を「栃木市の例により」と変更、それから 7 の「西方町の例により合併時に統合する。」を「合併時に再編する。」とあらためるものでございます。

それでは会議資料②-2 にお戻り頂きまして、138 ページをお開きください。「協議第 50 号 合併協定項目 25-24 市町立学校の通学区域、学校名について」、協議を求めるものでございます。調整方針は、

- 『1 通学区域については、原則現行の区域とする。ただし、市町境の地域や児童・生徒数の動向等を踏まえ、新市において弾力的に対応する。
- 2 学校名については、合併時までに教育委員会間で協議する。』

続きまして 146 ページ、「協議第 51 号 合併協定項目 25-25 学校教育事業について」、協議を求めるものでございます。調整方針は、

- 『1 奨学金貸付事業については、合併時は現行のとおりとし、平成 22 年度中に栃木市の例により統合する。
入学資金融資については、合併時は現行のとおりとし、平成 22 年度中に栃木市の例により統合する。
入学資金融資利子補給補助金については、合併時は現行のとおりとし、平成 22 年度中に栃木市の例により統合する。
- 2 外国語指導助手については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
- 3 国際理解教育については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
- 4 学校支援員については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。
- 5 学校給食については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。』

続きまして 156 ページでございます。「協議第 52 号 合併協定項目 25-26 文化振興事業について」、協議

を求めるものでございます。調整方針は、

『1 文化祭については、現行のとおり各地区分散開催とする。

2 市町指定文化財に関することについて、文化財の指定は栃木市の例により合併後に統合する。また、現在の指定文化財は現行のとおり引き継ぎ、維持管理は合併後に再編する。』

ここでまた、参考資料1の6ページをご覧ください。25-26文化振興事業の欄で西方町史編さん事業の部分を西方町が合併構成市町でなくなることから削除いたしました。

会議資料②-2にお戻り頂きまして、159ページでございませう。「協議第53号 合併協定項目25-28 社会教育事業について」、協議を求めるものでございませう。

調整方針は、

『1 青少年育成センターについては、栃木市の例により合併時に統合し、少年補導員については、合併後に再編する。

2 勤労青少年ホームについては、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

3 青少年問題協議会の運営については、合併時は現行のとおりとし、栃木市の例により合併後に統合する。

4 青少年育成町民会議の運営については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

5 社会教育関係団体の支援及び連絡調整については、合併後に再編する。

6 成人式については、合併時に再編する。

7 同和地区集会所については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。

8 生涯学習推進基本構想・計画については、合併後に再編する。

9 集会所運営委員会については、合併後に再編する。

10 中央公民館等運営管理業務については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。ただし、貸し出し事務、公民館を取りまとめる総括機能については、合併時に再編する。』

続きまして171ページでございませう。「協議第54号

<p>◎日向野議長</p>	<p>合併協定項目 25-29 男女共同参画事業について」、協議を求めるものでございます。調整方針は、 『男女共同参画計画については、合併後 2 年以内に再編する。』 最後に 173 ページでございます。「協議第 55 号 合併協定項目 25-30 社会福祉協議会について」、協議を求めるものでございます。調整方針は、 『社会福祉協議会については、速やかに統合するよう働きかける。』 以上で協議第 27 号から協議第 55 号までの説明を終わらせて頂きます。ご協議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまの説明対しまして、皆様からご意見等がございましたら、ご発言を願います。 特にないようでありますので、ご確認させていただきます。 協議第 3 号から協議第 55 号につきまして、ただいまの事務局の説明をご承認頂ける委員の皆様は、拍手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 拍手 —————</p> <p>ありがとうございます。全員のご賛同が頂けたものと認め、協議第 3 号から協議第 55 号までは事務局の説明のとおり確認されました。 恐れ入りますが、本日ご確認を頂きました協議第 1 号から協議第 55 号までのそれぞれの説明をいたしましたページの下段に承認日の欄がございます。お手数でも本日の日付をご記入頂きたいと存じます。よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、「協議第 56 号 合併協定項目 26 合併市町村基本計画（案）について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>◎塚原事務局次長</p>	<p>それでは、合併市町村基本計画（案）につきまして、ご説明をいたします。第 1 回会議資料②-2 の最後のページ、175 ページをご覧ください。「協議第 56 号 合併協定項目 26 合併市町村基本計画」につきましては、別冊のとおり提案するというものでございます。</p>

ではその別冊の計画でございますが、「栃木市・大平町・藤岡町・都賀町 新市まちづくり計画（案）」といたしまして、皆様のお手元に配付をさせて頂いております。

先ほど、「協議第1号 合併協定項目等の取扱い基本方針（案）について」でご確認を頂きましたとおり、合併市町村基本計画の策定方針は栃木地区合併協議会で合意された策定方針を準用するものとし、基本計画の内容につきましては、西方町に関する記述のみを削除しまして、これに伴う所要の修正を加えた上で計画を策定しております。

従いまして、これまで栃木地区合併協議会でご確認頂きました地域自治制度の導入をはじめとする新市まちづくりの基本姿勢や新市の施策展開など、この計画上重要な骨格を成す部分につきましては、修正は行っておりませんのでご了承を頂きたいと思っております。

それでは、新市まちづくり計画の主な修正点につきまして、ご説明いたします。

参考資料2 新市まちづくり計画（案）栃木地区合併協議会 新市まちづくり計画との対照表の1ページをご覧ください。対照表の上から4行目から、第2章 新市の姿の修正部分になります。これは、合併の構成団体に変更されたことに伴いまして、新市の基本指標や産業等に関する数値データを再集計したことによる修正になっています。

ではこのうち、主なものをご説明いたします。まず、第2章 新市の姿の一番上の行、新市計画9ページの6行目に記述があります新市の面積は、構成団体の変更によって、「284.83平方キロメートル」から「252.83平方キロメートル」になります。また、ただいまの行から少し下の方にたどって頂きまして、新市計画13ページの3行目に記述があります平成17年度の国勢調査による新市の人口は、「149,752人」から「142,774人」に、同じく13ページの12行目に記述があります平成17年度の世帯数は、「49,028世帯」から「47,019世帯」にそれぞれ修正になります。

以降、対照表の5ページの中段までが第2章 新市の姿の修正になりますが、ここでの説明は省略させて頂きます。

ではここで、別冊資料 新市まちづくり計画（案）の26ページをご覧ください。新市の主要指標と県内における位置付けの表が掲載されていますが、今回の修正によりま

して、一番左の欄の項目で上から3つ目の項目で、商業の事業所数が、従前の「1, 837所」から「1, 770所」になることで県内4位から5位に順位を下げましたが、その他の項目につきましては、県内順位に変動はありませんでした。

続きまして、同じ資料の30ページ、31ページをお開きください。第3章 住民の意向ですが、西方町分の住民アンケートの回答を除いて、再集計を行ったものです。抽出対象者数は、「15, 600名」から「15, 000名」になりましたが、アンケートの設問に対する住民意識の傾向につきましては、大きな変動は見られませんでした。

続きまして、同じ資料の39ページをご覧ください。都市構造のイメージ図ですが、インターチェンジ周辺活用エリアのうち、図面上では右上の都賀インターチェンジを点線で囲った部分になりますが、この都賀インターチェンジ周辺の地域については、従前の1市4町の新市計画では、西方町の一部の区域を含めて都賀インターチェンジ周辺地として位置付けていましたが今回、西方町の区域を削除することに伴いまして、都賀インターチェンジ周辺地の範囲を修正いたしました。

では恐れ入りますが、再び参考資料2の対照表にお戻り頂きまして、6ページをご覧ください。6ページの一番下にあります第6章 新市における栃木県事業の推進についてですが、新市が郡域を超えて誕生することに対する配慮や課題解決の取組、保健医療圏の取扱いに関する記述を削除いたしました。

では最後になりますが、第8章 財政計画について、ご説明いたします。同じ資料、対照表の7ページをご覧ください。上から2行目にあります、新市計画67ページの部分の一番右端の欄の理由等の欄をご覧くださいのようですが、構成団体の変更に伴いまして、栃木地区広域行政事務組合の消防が新市に吸収されないことになりましたので、1市4町の財政計画では、栃木地区広域行政事務組合の消防等に係る経費を平成22年度から補助費等から人件費に組み替えて推計をしておりましたが、この1市3町の財政計画では、平成22年度以降も組み替えは行わず、そのまま補助費等に計上して推計を行っておりまして、この点が推計の考え方に関する大きな変更点となっております。

<p>◎日向野議長</p>	<p>第2回栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会の開催日時についてをご覧頂きたいと思ひます。</p> <p>次回第2回につきましては、10月7日の水曜日午後2時から都賀町の中央公民館で開催させていただきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>なお、次回の会議内容につきましては今後、正副会長会議等により決定してまいりたいと考えております。</p> <p>また、資料等につきましては、10月5日月曜日までに配付したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。</p> <p>ただいまの説明に対しまして、何かご質問等があればお願ひいたします。日程ですからよろしいですか。</p> <p>ないようですので、次に移ります。</p> <p>次に、次第の6、その他に入ります。事務局から今後の進め方などの報告がございますので、お聞き取りください。</p>
<p>◎小保方事務局次長</p>	<p>2点ほど事務局からご報告をさせていただきます。</p> <p>まず、会議資料①をご覧頂きたいと思ひます。34ページでございます。名簿の部分をご覧頂きたいと思ひます。33、34ページに協議会委員さんの名簿がついてございます。その34ページのほうでございますが、No. 29竹澤義雄委員さんの備考欄の肩書きが書いてございますが、「前JAしもつけ藤岡地区筆頭理事」ということで、「前」をつけて頂きたいと思ひます。大変失礼をいたしました。ご訂正をお願いいたします。</p> <p>次に、同じ会議資料の最後のページ、37ページをご覧頂きたいと思ひます。合併協議会の開催予定日一覧でございますが、今回はただいまご説明いたしましたように、10月7日に1市3町の合併協議会として、第2回目となります会議を予定しております。現在の予定では第2回目の合併協議会におきまして、合併協定項目の調整方針はすべて確認される見込みでございますので、合併協定書を作成する要件が整うこととなります。つきましては、次回の合併協議会ですべての調整方針が確認された場合は、合併協議会に引き続きまして、合併協定調印式を開催させていただきますので、ご了承を頂きたいと存じます。</p>

<p>◎日向野議長</p>	<p>なお、10月7日までに西方町さんにおいて1市4町の合併関連議案を可決頂いた場合、1市4町として県への合併申請を行うこととなりますので、10月7日の1市3町としての合併協議会は中止とさせて頂き、1市3町の合併協議会は解散する手続きに入りますので、ご了承頂きたいと存じます。</p> <p>また、10月15日に予定しておりました合併協議会につきましては中止とさせて頂きますが、11月以降の合併協議会につきましては、県知事への合併申請を行った枠組みでの合併協議会として、当初の予定どおり開催させて頂く予定でございますので、よろしくお願いいたします。以上で終わります。</p> <p>ただいまの説明に対しまして、何かご質問等があればお願いいたします。今後の進め方でございますからよろしいですね。</p> <p>最後になりますが、委員の皆様方の中で特に何かご質問、ご意見等ございましたら、ご発言願います。</p>
<p>◎大和田委員</p>	<p>今、いろいろ議案が決まった中での話なんですけど、私は1点だけ、都市計画税の考え方について要望させて頂きたいと思います。私が常日頃感じていることとして、都市計画税は、公平な税負担となっていないのではないかという疑問があります。都市計画税の使い道である都市計画事業は、必ずしも市街化区域の住民だけが特別な恩恵を受けられる状況とはなっていないのではないのでしょうか。つまり市街化区域、市街化調整区域といった都市計画制度、土地利用の在り方が実体と整合性が取れていないと感じているところであります。合併後の新市において都市計画税の調整を進める際には、ぜひ市全体の都市計画、土地利用の在り方を含めて議論を深めて頂きたいと要望するものであります。</p> <p>なお、私自身は1市3町の合併にはもちろん賛成でございますので、今回の要望は新市において市民が等しく納得できるような調整が進みますよう、あえて要望させて頂きましたので、ご配慮頂きますようよろしくお願い致します。</p>
<p>◎日向野議長</p>	<p>ありがとうございました。要望として承らせて頂きたい</p>

<p>◎大橋事務局 長</p>	<p>と存じます。なお、ただいま大和田委員から要望がございました、都市計画税の調整又は都市計画区域等の見直しは当然、税の調整だけではなくて、新市において土地利用計画に基づいて土地利用の見直し、都市計画区域の見直し議論等も当然行われるべきことであろうというふうに認識をしておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。</p> <p>他にございましたら、ご発言願います。</p> <p>特になければ、本日の会議は、これをもってすべての議事が終了いたしました。</p> <p>長い時間ご協議頂きまして、誠にありがとうございました。</p> <p>最後に、事務局で閉会してください。</p> <p>長時間にわたり、ご協議ありがとうございました。ただいまの時間は16時25分でございます。この時間を会議閉会時刻と定めまして、第1回栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会を閉会いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
---------------------	--